

令和3年第1回安城市議会定例会請願文書表

令和3年3月2日

番 号	請 願 第 7 号	受理年月日	令和3年2月10日
件 名	二村守議員が市庁舎内で行った暴言・暴行を新聞記事にしたことについて、議会として二村守議員に毅然とした厳格な処分をすることを求める請願		
提 出 者	森 三 長 他1名		
紹 介 議 員	白 山 松 美		
要 旨	<p>請願の趣旨</p> <p>令和3年2月3日、中日新聞西三河版に、当時議長職にあった二村守議員が市庁舎内で行った暴言・暴行事件についての記事が載りました。</p> <p>記事の中で、二村守議員が新聞記者に語ったと思われる発言内容が虚偽であることは、本年2月8日に提出した別の請願書の中で、二村議員の暴言・暴行事件を目の前で目撃した請願者：森三長より証言させていただきましたのでここでは省略させていただきます。</p> <p>二村議員が新聞記事にしたこと自体、及びその内容から反省する様子がまったく見られなかったことは極めて残念でした。</p> <p>この記事の内容は、二村議員が虚偽発言を弄して自分自身を擁護し、正当化しようとするまことに身勝手なものであり、さらに、私たち（森・白山議員）が市の職員に詰め寄っていたなどと、他人を悪者にしようという意図も感じられる極めて悪質なものです。</p> <p>これは社会秩序及び公序良俗的にも到底許されるものではないと考えます。</p> <p>さらに、このようなことを新聞に出されたことは多くの住民がこの事件を知ることになり、議会の信頼を著しく失墜させたことは否めないと考えます。</p> <p>このように、自己保身のために議会の信頼を貶め、住民や他の議員を悪者に仕立てるような言動に及んだことは、議会基本条例第17条1項、及び議員政治倫理条例第1条、第3条2号にも反するものと考えます。</p> <p>私ども住民のための議会として、信頼の回復に向けて、正義と良心に基づき議会内規律を正すためにも、議長職にあった二村守議員にはより厳格な処分を課す必要があると考えます。</p> <p>併せて、言論の府たる議会としてより自由で活発な議論を期待すると共に、二度と住民の信頼を失墜させるような事件がおきないように、再発防止の取り組み強化を願うものです。</p> <p>請願事項</p> <p>二村守議員が市庁舎内で行った暴言・暴行事件について、反省する様子も無く、虚偽の発言等を新聞記事にして議会の信用を貶めたことは断じてあってはならない暴挙と考えます。</p> <p>議会として、二村守議員に毅然とした厳格な処分をしていただくように請願致します。</p>		